

## 第 8 3 号議案

芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する  
条例の制定について

芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例  
を別紙のように定める。

令和元年 1 2 月 1 0 日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

### 提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い，地方公務員法第  
2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償  
に関し必要な事項を定めるため，この条例を制定しようとするもの。

## 芦屋市条例第 号

### 芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する 条例

#### (目的)

第1条 この条例は，地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき，第22条の2第1項第1号の規定により採用された職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の報酬，期末手当及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

#### (報酬)

第2条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は，その職務の級（芦屋市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年芦屋市条例第 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）別表第2の規定による級をいう。）に応じて算定する基準月額（パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間が38時間45分であるとした場合において，その職務の内容及び責任並びに職務遂行上必要となる知識，技術及び職務経験等に照らして，会計年度任用職員給与条例第3条及び第4条の規定を適用して得た額。以下同じ。）を基に，次項から第4項までに規定する計算により決定するものとする。

- 2 月額で定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は，基準月額に，当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。
- 3 日額で定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は，基準月額を21で除して得た額に，当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は，基準月額を162.75で除して得た額とする。

#### (地域報酬)

第3条 パートタイム会計年度任用職員には，前条第2項から第4項までに規定する報酬の額に100分の15を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは，その

端数を切り捨てた額) を地域報酬として支給する。

(特殊勤務報酬)

第4条 パートタイム会計年度任用職員が芦屋市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年芦屋市条例第11号。以下「給与条例」という。)第14条に規定する種類の業務に従事したときは、特殊勤務報酬を支給する。ただし、規則で定める場合を除く。

2 パートタイム会計年度職員の特務勤務報酬の支給については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤の職員(以下「一般職の職員」という。)に支給される特殊勤務手当の例による。

(報酬の減額)

第5条 報酬を月額又は日額で定めるパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、年次休暇若しくは特別休暇(有給のものに限る。)による場合又はその勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

(時間外勤務報酬)

第6条 パートタイム会計年度任用職員であって、当該パートタイム会計年度任用職員に定められた正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命じられた者には、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対し、時間外勤務報酬を支給する。

2 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における時間外勤務報酬の額は、正規の勤務時間以外の勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が正規に割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間のこの項本文の規定の適用については、「100分の125」とあるのは、「100分の100」とする。

3 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務以外の勤務における時間外勤務報酬の額は、正規の勤務時間以外の勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時

間当たりの報酬の額に100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務報酬として支給する。
- 5 第2項ただし書に規定する7時間45分に達するまで間の勤務に係る時間について前項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の150」とあるのは、「100分の100」とする。

（休日勤務報酬）

第7条 パートタイム会計年度任用職員であって、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの休日（祝日法による休日を除く。）並びにこれらの休日の代休日において正規の勤務時間中に勤務することを命じられた者（これらの休日の正規の勤務時間に相当する時間を他の勤務日に勤務させないこととされた者を除く。）には、休日勤務報酬を支給する。

- 2 パートタイム会計年度任用職員の休日勤務報酬の額については、一般職の職員に支給される休日勤務手当の例による。

（夜間勤務報酬）

第8条 パートタイム会計年度任用職員であって、定められた正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられた者には、夜間勤務報酬を支給する。

- 2 パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務報酬の額については、一般職の職員に支給される夜間勤務手当の例による。

（勤務1時間当たりの報酬額の算出）

第9条 勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬を月額で定めるもの 第2条第2項及び第3条の規定により計算して得た

額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 報酬を日額で定めるもの 第2条第3項及び第3条の規定により計算して得た額を1日に勤務する時間数で除して得た額

(3) 報酬を時間額で定めるもの 第2条第4項及び第3条の規定により計算して得た額

(期末手当)

第10条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員に対して支給する。ただし、規則で定める者を除く。

2 期末手当の額は、基準日の報酬（地域報酬を含む。以下この項において同じ。）の月額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、日額又は時間額によって報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基準日の報酬の月額については、基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額とする。

在職期間	割合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の90
4月以上5月未満	100分の80
3月以上4月未満	100分の65
2月以上3月未満	100分の50
1月以上2月未満	100分の35
1月未満	100分の30

3 パートタイム会計年度任用職員が任期の満了の日の翌日において、引き続き採用されたとき（法第22条の2第1項第2号の規定により採用された場合を含む。）の在職期間の扱いについては、引き続きその職にあった者とみなし、在職期間を通算する。

4 パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給日は、一般職の職員の例による。（報酬の支給方法等）

第11条 パートタイム会計年度任用職員の報酬（地域報酬，特殊勤務報酬，時間外勤務報酬，休日勤務報酬及び夜間勤務報酬を含む。以下この条において同じ。）は、月の1日から末日までを計算期間（第4項において「計算期間」という。）

とし、規則で定める日に支給する。

- 2 新たにパートタイム会計年度任用職員となった者には、その日からの報酬を支給する。
- 3 パートタイム会計年度任用職員が退職したときは、その日までの報酬を支給する。
- 4 報酬が月額で定められたパートタイム会計年度任用職員に対し前2項の規定により報酬を支給する場合であって、計算期間の初日から支給するとき以外のとき、又は計算期間の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額はその計算期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 パートタイム会計年度任用職員の報酬から控除することができるものは、一般職の職員の給与の例による。
- 6 パートタイム会計年度任用職員の報酬の口座振替の方法は、一般職の職員の給与の例による。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の報酬等)

第12条 職務の特殊性等その他特別の事情により、この条例の規定によることが著しく困難であるパートタイム会計年度任用職員の報酬及び期末手当については、第2条から第10条までの規定にかかわらず、市長が常勤の職員との権衡並びにその職務及び勤務条件を考慮し、規則で定める。

(通勤に係る費用の弁償)

第13条 パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用の弁償は、通勤回数等を考慮して規則で定めるものとする。

(出張に係る費用の弁償)

第14条 パートタイム会計年度任用職員が職務のため旅行したときは、出張に係る費用を弁償する。

- 2 出張に係る費用の弁償は、芦屋市職員等の旅費に関する条例（昭和41年芦屋市条例第17号）の規定により一般職の職員に支給される旅費の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員は、給与条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の1級の職務にある者とみなす。

(休職者の報酬等)

第15条 パートタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項又は芦屋市議会

の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年芦屋市条例第25号）第2条の2第1項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに報酬、地域報酬及び期末手当の全額を支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに報酬及び地域報酬のそれぞれの100分の60以内を支給することができる。

3 前2項の場合を除き、休職中のパートタイム会計年度任用職員の報酬、地域報酬及び期末手当については、これを支給しない。

（補則）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）による改正前の法（以下「改正前の法」という。）第3条第3項第3号の規定により特別職として任用されていた者又は改正前の法第22条第5項の規定により臨時的任用職員として任用されていた者（以下「非常勤嘱託職員又は臨時的任用職員」という。）であって、施行日以後引き続き会計年度任用職員（改正法による改正後の法第22条の2第1項第1号に規定する職員をいう。）に任用されたものの令和2年6月の期末手当の算定に当たっては、基準日以前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間については、前会計年度において非常勤嘱託職員又は臨時的任用職員として任用されていた期間を、この条例の適用を受ける職員として在職した期間とみなす。

## 参 照

芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例の制定要綱

### 1 改正の趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い，地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため，この条例を制定しようとするもの。

### 2 制定の内容

#### (1) 報酬（第2条関係）

パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は，その職務の内容及び責任並びに職務遂行上必要となる知識，技術及び職務経験等に照らしてフルタイム会計年度任用職員の給料表を適用して算定した基準月額を基に，次のアからウまでに規定する計算により決定するものとする。（いずれも1円未満の端数は，切り捨てとする。）

##### ア 報酬を月額で定める場合

基準月額×（その者の1週間当たりの勤務時間÷38時間45分）

##### イ 報酬を日額で定める場合

（基準月額÷21日）×（その者の1日当たりの勤務時間÷7時間45分）

##### ウ 報酬を時間で定める場合

基準月額÷162.75時間

#### (2) 地域報酬（第3条関係）

パートタイム会計年度任用職員には，(1)アからウまでの報酬の額に100分の15を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）を地域報酬として支給する。

#### (3) 特殊勤務報酬（第4条関係）

パートタイム会計年度任用職員が特殊勤務に従事したときは，芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける一般職の常勤の職員（以下「一般職の職員」という。）の例により特殊勤務報酬を支給する。ただし，規則で定める場合

を除く。

(4) 報酬の減額（第5条関係）

報酬を月額又は月額で定めるパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、年次休暇若しくは有給の特別休暇による場合又は任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき2(8)に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

(5) 時間外勤務報酬（第6条関係）

パートタイム会計年度任用職員であって、正規の勤務時間以外に勤務することを命じられた者には、その正規の勤務時間以外に勤務した全時間について、下記アからウまでの区分により時間外勤務報酬を支給する。

ア 正規の勤務時間が割り振られた日（2(6)の休日勤務手当が支給される日を除く。イにおいても同じ。）

正規の勤務時間以外の勤務1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額に100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額

ただし、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその日の正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間については、上記の「100分の125」は「100分の100」とする。

イ アの日以外の日

正規の勤務時間以外の勤務1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額に100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額

ウ 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1月に60時間を超えた場合

60時間を超えてした勤務1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額

ただし、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその日の正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間については、上記の「100分の150」は「100分の100」とする。

(6) 休日勤務報酬（第7条関係）

パートタイム会計年度任用職員が休日に勤務したときは、一般職の職員の例により休日勤務報酬を支給する。

(7) 夜間勤務報酬（第8条関係）

パートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務をしたときは、一般職の職員の例により夜間勤務報酬を支給する。

(8) 勤務1時間当たりの報酬額の算出（第9条関係）

パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、次のアからウまでの区分に応じて、それぞれ次のとおりとする。

ア 報酬を月額で定める場合

$$\frac{(\text{報酬月額} + \text{地域報酬(月額)}) \times 12}{1 \text{ 週間当たりの勤務時間} \times 52 - \text{規則で定める時間}}$$

イ 日額で定める場合

$$\frac{\text{報酬日額} + \text{地域報酬(日額)}}{1 \text{ 日当たりの勤務時間}}$$

ウ 時間で定める場合

$$\text{報酬時間額} + \text{地域報酬(時間額)}$$

(9) 期末手当（第10条関係）

ア 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員に対して支給する。ただし、規則で定める者を除く。

イ 期末手当の額は、基準日の報酬（地域報酬を含む。以下この項において同じ。）の月額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

ただし、日額又は時間額によって報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基準日の報酬の月額については、基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額とする。

在職期間	割合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の90
4月以上5月未満	100分の80
3月以上4月未満	100分の65
2月以上3月未満	100分の50
1月以上2月未満	100分の35
1月未満	100分の30

ウ パートタイム会計年度任用職員が任期の満了の日の翌日において、引き続き採用されたとき（フルタイム会計年度任用職員として採用された場合を含む。）の在職期間の扱いについては、引き続きその職にあった者とみなし、在職期間を通算する。

エ パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給日は、一般職の職員の例による。

(10) 報酬の支給方法等（第11条関係）

ア パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める日に支給する。

イ 新たにパートタイム会計年度任用職員となった者には、その日からの報酬を支給する。

ウ パートタイム会計年度任用職員が退職したときは、その日までの報酬を支給する。

エ 報酬が月額で定められたパートタイム会計年度任用職員に対し、上記イ又はウの規定により報酬を支給する場合であって、計算期間の初日から支給するとき以外のとき、又は計算期間の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は日割りによって計算する。

オ パートタイム会計年度任用職員の報酬から控除することができるものは、一般職の職員の給与の例による。

カ パートタイム会計年度任用職員の報酬の口座振替の方法は、一般職の職員の給与の例による。

(11) 市長が特に必要と認める会計年度任用職員の報酬等（第12条関係）

職務の特殊性等その他特別の事情により、この条例の規定によることが著しく困難であるパートタイム会計年度任用職員の報酬及び期末手当については、2(1)から(9)までの規定にかかわらず、市長が常勤の職員との権衡並びにその職務及び勤務条件を考慮し、規則で定める。

(12) 通勤に係る費用の弁償（第13条関係）

パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用の弁償は、1月当たりの通勤回数等を考慮して規則で定めるものとする。

(13) 出張に係る費用の弁償（第14条関係）

ア パートタイム会計年度任用職員が職務のため旅行したときは、出張に係る費用を弁償する。

イ 出張に係る費用の弁償は、一般職の職員に支給される旅費の例による。

この場合において、パートタイム会計年度任用職員は、行政職給料表の1級の職務にある者とみなす。

(14) 休職者の報酬等（第15条関係）

ア パートタイム会計年度任用職員が公務上又は通勤による負傷、疾病で休職にされたときは、その休職の期間中、報酬、地域報酬及び期末手当の全額を支給する。

イ パートタイム会計年度任用職員が、刑事事件に関し起訴されたときは、その休職の期間中、報酬及び地域報酬のそれぞれの100分の60以内を支給することができる。

ウ 上記ア又はイの場合を除き、休職中のパートタイム会計年度任用職員には報酬、地域報酬及び期末手当を支給しない。

### 3 施行期日等

(1) 令和2年4月1日

(2) 経過措置

この条例の施行日の前日に非常勤嘱託職員又は臨時的任用職員として任用されていた者であって、施行日以後、引き続きパートタイム会計年度任用職員に採用されたものの令和2年6月の期末手当における在職期間の算定については、前会計年度において非常勤嘱託職員又は臨時的任用職員として任用されていた期間を、この条例の適用を受ける職員として在職した期間とみなす。

芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する  
条例施行規則（未定稿）

（趣旨）

第 1 条 この規則は，芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年芦屋市条例第 号。以下「条例」という。）第 1 6 条の規定に基づき，条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則における用語の意義は，条例及び芦屋市フルタイム会計年度任用職員の給料に係る級及び号給の決定等に関する規則（令和元年芦屋市規則第 号。以下「号給決定規則」という。）において使用する用語の例による。

（報酬の額）

第 3 条 条例第 2 条第 1 項の基準月額は，号給決定規則別表第 2 の職務の級及び号給決定基準表に定める職務の級及び号給を適用した場合における給料月額とする。

2 条例第 1 2 条に規定するパートタイム会計年度任用職員が従事する職務は，その特殊性により技術，経験等を特に必要とする職務とし，条例第 2 条に規定する報酬の額は，月額 5 0 万円の範囲内で任命権者が定める。

（経験年数を有するものの号給）

第 4 条 パートタイム会計年度任用職員となった者のうち，経験年数を有するものの号給は，号給決定規則第 4 条第 2 項及び第 5 条の規定を適用した場合における号給とする。

（特殊勤務報酬）

第 5 条 条例第 4 条第 1 項に規定する規則で定める場合は，パートタイム会計年度任用職員が従事する職務ごとに，特殊勤務の種類に応じて任命権者が指定する。

2 パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務報酬について，その勤務の特殊性を考慮して任命権者が特に必要があると認めるときは，芦屋市技能職員の給与に関する規則（平成 2 6 年芦屋市規則第 7 号）の適用を受ける職員との均衡を考慮して，別に定めることができる。

（期末手当を支給しない者）

第 6 条 条例第 1 0 条第 1 項に規定する規則で定める者は，任命権者が特に指定する

職にある者とする。

(報酬の支給)

第7条 条例第11条第1項の規則で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 報酬が月額で定められたパートタイム会計年度任用職員 毎月20日
- (2) 報酬が日額又は時間額で定められたパートタイム会計年度任用職員 翌月10日

2 前項各号に規定する日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日に当たるときは、その前日においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律による休日でない日を支給日とする。

(勤務1時間当たりの端数計算)

第8条 条例第5条に定める勤務1時間当たりの減額における勤務1時間に満たない端数の時間の取扱いは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出取扱い)

第9条 条例第9条第1項第1号に定める規則で定める時間は、18日に当該パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間数を5で除した時間を乗じたものとする。

2 条例第9条の規定により得た額に1円未満の端数が生じた場合は、50銭未満を切り捨て、50銭以上を切り上げる。

(通勤に係る費用の弁償)

第10条 条例第13条に規定する通勤に係る費用の弁償は、次に掲げるパートタイム会計年度任用職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とするパートタイム会計年度任用職員（交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げるものを除く。以下「交通機関等利用者」という。）
- (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具（以下「交通用具」という。）を使用することを常例とするパートタイム会計年度任用職員（交通用具を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げるものを除く。以下「交通用具利用者」という。）

(3) 交通機関等利用者であり、かつ、交通用具利用者であるパートタイム会計年度任用職員（交通機関等を利用せず、かつ交通用具を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。以下「交通機関兼用具利用者」という。）

2 前項各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用の弁償の支給額は、次に掲げるものを除き、一般職の職員の例による。

(1) 交通機関等利用者で1週間の勤務日数が3日以下の者 運賃等、時間及び距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出した1日の運賃等に、当該月に通勤した回数に乗じて得た額とする。ただし、芦屋市職員の通勤手当支給に関する規則（昭和34年芦屋市規則第9号。以下「通勤規則」という。）第7条第1項各号に規定する運賃等相当額を超えない範囲とする。

(2) 交通機関等利用者（交通機関兼用具利用者の交通機関等の利用部分を含む。）で1日の勤務回数が2回以上ある者 勤務1回当たりの運賃等に、当該月に通勤した回数に乗じて得た額とする。ただし、通勤規則第7条第1項各号に規定する運賃等相当額を超えない範囲とする。

(3) 交通用具利用者で1日の勤務回数が2回以上ある者 1回当たりの勤務につき、200円を支給する。

3 特殊な勤務条件等により、前項の規定によることができないものについては、任命権者が別に定める。

4 前2項の費用弁償の支給方法は、一般職の職員の通勤手当又は旅費の例に準じて任命権者が市長と協議して定める。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は任命権者が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。